

令和8年2月2日

事業者の皆様

京都市上下水道局技術監理室監理課
監理検査担当課長

設備工事に使用する共通仕様書【上下水道編】の改正について

平素は本市上下水道事業に御協力いただき誠にありがとうございます。

令和8年2月1日付けで設備工事（建築設備工事を除く。）に使用する共通仕様書【上下水道編】（以下「共通仕様書」といいます。）を改正しましたので、お知らせします。

なお、今年度改正した共通仕様書及びその閲覧方法は下記のとおりです。

今後とも、本市上下水道事業の推進への御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 共通仕様書の改正内容について

準拠する各種関連法令、技術基準等の改正や変更を受け、以下の共通仕様書を改正しました。（改正箇所は別紙。）

- ・機械設備工事共通仕様書【上下水道編】（令和8年2月1日改正版）
- ・電気設備工事共通仕様書【上下水道編】（令和8年2月1日改正版）

2 共通仕様書の閲覧方法

改正後の共通仕様書の全文については、上下水道局ホームページに掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

トップページ→事業者のみなさまへ

→工事基準・仕様書・様式→工事共通仕様書及び施工管理基準

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272499.html>)

以上

令和8年2月 共通仕様書の改正を行った箇所

1) 機械設備工事共通仕様書【上下水道編】

第1章 総則

第2節 機械設備共通事項

第2章 製作、施工

第1節 機器の製作、据付け

第3節 配管工事（下水道）

第4節 ダクト工事

第5節 塗装工事

第6節 電気設備工事との取合

2) 電気設備工事共通仕様書【上下水道編】

第2章 機器

第1節 共通事項

第4節 自家発電設備

第5節 特殊電源設備

第3章 材料

第4章 施工

第5章 電気設備機器等の選定

施工参考図